

## 第23期 第14回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成30年8月28日(火曜日) 午後2時00分～午後2時20分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男
	五十嵐 堅司	野村 真理子		計 7名	
欠席委員					
議事録署名委員	及川 末男	五十嵐 堅司			

### 審議内容

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について (解除条件付賃貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏 名	借人の住所 氏 名
所在・地番	地 目			
	公簿	現況		
字樽前 453 番 2	牧場	畑・宅地	21,372	■■■■市■■■■町 ■■丁目■■-■■ ■■ ■■
			■■■■市■■■■町 ■■丁目■■-■■ ■■ ■■	
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日
基盤強化促進法 H27年7月 (解除条件付賃貸借)	H27年7月1日	始期 H27年7月1日 終期 H32年6月30日	H30年6月30日	H30年8月4日

審議結果 原案承認

## 議案第1号 農用地利用状況報告について

農業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	■■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項2号)	権利設定		農用地等の面積(㎡)	
	解除条件付使用貸借		6,954	
耕作の状況 (第16条の2第1項3号)	作物の種類	作付面積(㎡)	生産量(㎡)	反収(㎡/10a)
	野菜	1,400	450	321
	果樹	3,600	0	0
	計	5,000	450	90
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※ 確認書は別紙 1

審議結果	原案可決
------	------

### その他

(1) 農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用事業の完了について

許可番号 平成30年2月28日付け苦農委第7号指令

土地の譲渡人 苫小牧市字■■■■■■番地■■■■■■

土地の譲受人 苫小牧市字■■■■■■番地■■■■■■

土地の所在 字錦岡453番33 352㎡

転用の目的 農業後継者の農家住宅の建設

事業の期間 平成30年4月1日～平成30年7月31日

事業の完了 平成30年7月31日

完了の確認 平成30年8月17日

確認委員 農業委員：中岡委員、及川委員、野村委員  
推進委員：黒坂委員、羽原委員、山本委員

(2) 第23期第15回農業委員会総会の開催について  
9月28日(金) 午後2時から開催

(3) その他  
管内農業視察について

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認書

第23期第14回農業委員会総会 議案第1号

借人： ■■■ ■	貸人： ■■■ ■	作成者： ■■■ ■■■	
農業経営基盤強化促進法第20条の2 (農用地利用集積計画の取消し)		判断理由	取消し に該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は 養畜の事業により、周辺の地域にお ける農用地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障が生じ ているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者と の適切な役割分担の下に継続的か つ安定的に農業経営を行っていない と認めるとき。	労働力が確保さ れ、農地を利用 している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員の いずれもがその法人の行う耕作又 は養畜の事業に常時従事していな いと認めるとき。  ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企 画管理を含む	—	—

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消し に該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を 有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、 効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	一部整備中の部分 はあるが、農地を効 率的に利用している。	しない